

「精神病床に係る病院の開設等に関する指導要綱」の策定について

1 趣旨

- 療養病床及び一般病床（以下「一般病床等」という。）については、病床を配分し、開設等の許可申請を受け付ける場合、「病院等の開設等に関する指導要綱」に基づく協議を行っているが、二次保健医療圏内での増床を伴わない移動などについては、当該事前協議によることなく手続きが可能である。
- 一方、**精神病床**については、**当該要綱の対象病床ではない**ため、一般病床等と一体的に許可している場合、前記のような増床を伴わない移動であっても、**個別に協議を行ってきたが、近年、精神病院の建替えなどの相談も生じており、その中には、一般病床等と精神病床を併せ持つ病院もある。**
- 現状、地域医療構想調整会議や保健医療計画推進会議等では、他に議論すべき事柄が多い中、個別協議の必要性の低い事項を協議するのは、効率的な会議運営を妨げる要因にもなりうる。このため、**精神病床についても一定の要件を満たす案件は、一般病床等と同様に取り扱えるよう、要綱を策定することとしたもの。**

2 精神病床の現状

- 精神病床の基準病床数は県全域で算定しており、基準病床数（11,317床）に対して、既存病床数（13,976床）が、2,659床の過剰（第7次神奈川県保健医療計画）である。
- 既存の精神病院をその場建替えするのであれば、特に支障は生じないが、その場合、入院中の患者の療養先を確保する必要もあることから、隣接地など別の場所に病院を建設し、その後移転する方が現実的である。

3 策定に向けたポイント

(1) 基本的な考え方

- 「病院等の開設等に関する指導要綱」を基本として、精神病床に係る新たな要綱を策定する。

(2) 要綱策定に当たっての保健医療圏の考え方

- 精神病床の保健医療圏は、県全域が対象であるが、取扱いを一般病床等と合わせることで、精神病床と一般病床等を併せ持つ病院の調整の際に齟齬が生じないよう、事前協議の適用除外（審議を行わない案件）については、一般病床等で適用する二次保健医療圏とする。
- なお、二次保健医療圏を超える移動については、個別に、県精神保健福祉審議会（精神病床と一般病床を併せ持つ病院の場合は地域医療構想調整会議も含む）での議論も踏まえ、保健医療計画推進会議にて県全域の影響等を考慮のうえ調整することとする。

(3) 県精神保健福祉審議会の役割

- 地域医療構想調整会議には、精神病院に係る識者が委員として参画していないため、精神病床の開設等に関する事項に関する議論が難しい面がある。

- こうした中、県では、精神医療施策の推進にあたり、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する」ため、県精神保健福祉審議会を設置している。
- 一方、各政令市にも同様の位置づけの審議会が設置されているが、精神病床の保健医療圏（神奈川県全域）を踏まえると、地域ごとに病床の是非を審議することにより、地域事情から意見が割れる懸念もある。
- 以上のことから、県精神保健福祉審議会において、県全域を一元的に審議することとする（審議結果は、必要に応じて、各政令市と情報共有）。

(4) 事前協議の対象としない精神病床の取扱い

- 基準病床数は、遵守すべきであるが、精神医療においては、円滑な地域移行が難しい面もある。
- このため、一定の要件を満たす案件については、開設許可に当たっての事前協議は要しない取扱いとする。
 - ・ 病院の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院の開設者が変更される場合で、病院の運営が継続しており、かつ当該病院の開設場所の変更、病床数の増加を伴わないとき。
 - ・ 同一二次保健医療圏内において同一開設者が病院の開設場所を変更する場合で、病床数の増加を伴わないとき。
 - ・ 同一二次保健医療圏内において同一開設者が病院間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合で、病床数の増加を伴わないとき。

4 今後の日程

- 今後、精神病床の取扱いに差異が生じないよう、各保健所設置市と情報共有の上、速やかに要綱を策定する。

参考 「精神病床に係る病院の開設等に関する指導要綱」に係る主な規定内容のイメージ（各条文の数字は、手続き等の順番を表す）

区分	(事前協議対象病床)	(事前協議の申出)	(申出受付期間)	(適用除外)	(事前協議の審査)	(指導)	(事前協議結果通知)	(協議結果の取消)
病院・開設予定者 (病院)		1 開設等の許可を申請する場合、 県 又は 市 に事前協議を申出		8 7の通知を収受			4 3の通知を収受	13 12の通知を収受
知事 (県)	1 精神病床数を調査 2 既存病床数が基準病床を下回る場合、 県精神審 の意見を聴取 4 3の意見を取りまとめ、 推進会議 の意見を確認 6 5の結果を踏まえ、必要と認められる場合は、事前協議の対象とすることを決定し、 医療審 に報告 8 6の決定について 市 に通知	3 1又は2の申出を収受	1 5条の申出を受け る場合、申出受付期間を調整し、 県精神審 の意見を聴く。 3 県精神審 の承認を得た期間を受付期間とする。	1 適用除外とする事項は、 県精神審 の審議は要しない。ただし、医療機関の役割や機能を変更する場合、 県精神審 へ事前説明し、意見を聞く ただし書きにより 県精神審 意見を聴く場合は、8条の流れと同様に手続きを行う。	1 事前協議の申出を審査 2 1の審査の結果、他の法令所管部局との調整が必要な場合は 病院 を指導 3 県精神審 の意見を確認 5 4の意見を取りまとめ、 推進会議 の意見を確認 7 6の結果を 医療審 に報告 9 医療審 の意見を踏まえ事前協議の審査結果を決定	1 必要と認めるときは、計画の変更、中止等の指導を行う。 4 1の指導に従わない場合又は3の報告を受けた場合、必要な措置を講じる。	1 第8条の事前協議の結果を 市 に通知する。 3 病院 に事前協議の結果を通知（保健福祉事務所経由） 5 3の通知について、 県精神審 、 推進会議 、 医療審 に通知	2 1の報告があった場合又は 病院 が正当な理由なく期日までに開設ができない場合、事前協議結果の取消ができるものとする。 3 取消は、 県精神審 の意見を確認する。 5 4の意見を取りまとめ、 推進会議 の意見を確認する。 7 6の結果を 医療審 に報告 9 8の結果を踏まえて取消を決定する。 10 9の結果を 市 に通知 12 病院 に事前協議結果の取消を通知（保健福祉事務所経由）
保健所設置 市の長 (市)	9 8の通知を収受	2 1の申出が 市 の場合は、 市 を経由して 県 に申出				2 1の開設予定場所が 市 の区域内の場合、 市 は、必要と認めるときは、計画の変更、中止等の指導を行う。 3 2に従わない場合は、 県 に報告	2 1の通知を収受し、その通知を 病院 に通知	1 市 は 病院 が正当な理由なく期日までに開設ができない場合、 県 に報告する。 11 10の通知を収受
県精神保健 福祉審議会 (県精神審)	3 既存病床が基準病床を下回ることを確認し、事前協議の対象とするか否かを審議		2 申出受付期間を承認		4 3について審査		6 5の通知を収受	4 3について審査
保健医療計画 推進会議 (推進会議)	5 4について審議				6 5について審査		6 5の通知を収受	6 5について審査
医療審議会 (医療審)	7 6について報告を受ける				8 7について報告を受ける		6 5の通知を収受	8 7について審査